

# 第1章 | 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、世界でも例を見ないスピードでの少子化と高齢化が進み、従来の社会経済システムの変革が迫られるなど、様々な課題が生じてきています。結婚、出産、子ども・若者<sup>1</sup>や子育て家庭を取り巻く社会・経済環境についても、未婚化・晩婚化・晩産化の進行、女性就業者や非正規雇用の拡大など、大きく変化しています。

本県では、少子化への対応に加え、2018(平成30)年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」や、幼児教育・保育の無償化に伴う保育人材の確保や待機児童の対策、社会的養護を必要とする子どもへの支援なども急務となったことを踏まえ、2020(令和2)年3月には、「すべての子どもが「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思える未来に向けて」を基本理念に掲げた「岡山いきいき子どもプラン2020」を策定し、行政はもとより、地域の様々な担い手と協働しながら少子化対策・子育て支援に取り組み、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを総合的に推進してきました。

また、2022(令和4)年3月には、本格的な人口減少社会の到来や、新型コロナウイルス感染症の影響による環境の変化、困難な状況にある子ども・若者が抱える問題が複雑化・多様化している状況を踏まえ、「第3次岡山県子ども・若者育成支援計画」を策定し、「すべての子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍に向けて」を基本理念に、すべての子ども・若者が健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現に向けて、各種施策を推進してきました。

しかしながら、本県の合計特殊出生率は減少傾向で推移し、出生数は13年連続で減少するなど、少子化の現状は依然として厳しい状況が続いています。少子化の要因は結婚、出産、育児、教育、就業環境などライフステージ全般に及んでおり、今日の少子化の流れを変えるためには、若者の未婚化・晩婚化への課題に積極的に対応するとともに、子育ての問題を社会全体のものとして捉え、行政、NPO、地域等が一体となって子育て家庭を支援するなどライフステージに応じた施策を切れ目なく展開し、社会全体で安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組む必要があります。

県内における結婚や妊娠・出産、子育てに関する現状や意識について調査を行っている「県民意識調査」では、未婚者の8割以上が結婚の希望や意向を持っているものの、その見通しについては3割を超える人が結婚できそうにないとしています。また、同調査によると、県民が希望する子どもの数は2.06人ですが、実際に持てると思う子どもの数はこれを下回っており、結婚や子どもの数についての希望と現状に乖離が生じている状況にあります。

結婚や出産は、個人の考え方や価値観、個人の自由な選択が尊重されるものであることを前提として、社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に対し早急に対策を講じるため、県や市町村、NPO、企業をはじめとする様々な主体が連携して、県民の結婚の希望を後押しし、

<sup>1</sup> 子ども・若者：本プランにおける「子ども・若者」の範囲は、概ね30歳未満の者(施策によっては40歳未満の者を含む)とする。本プランでは、原則「子ども」を使用するが、「子ども・若者」の呼称・年齢区分は、法令等により様々なため、施策によっては、「こども」、「青少年」、「少年」、「児童」等の用語を使用する。

安心して妊娠・出産ができる社会環境づくりを推進することが、これまで以上に喫緊の課題となっています。

また、核家族化の進行や共働き世帯の増加、働き方の多様化、地域社会のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、孤立した状況で母親(または父親)が子どもを育てる「孤立した育児」も課題となっています。

子ども・若者の状況については、デジタル技術やグローバル化の進展など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、将来を予測することが困難な時代を前に、自らの夢や目標を持ちながら、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜く力が求められています。その一方で、将来の夢や目標を持っている小学校6年生は約6割、中学校3年生は約4割となっており、子ども・若者が夢や目標、自信を十分に持つことができていない現状がうかがえます。

また、困難な状況にある子ども・若者の問題は、いじめや不登校、ニートやひきこもり、貧困、虐待、ヤングケアラー、インターネット上の誹謗中傷、SNSに起因する犯罪被害、薬物の過剰摂取など、ますます多岐にわたり、複雑さ、困難さを増しています。

このような中、国では、2023(令和5)年4月にこども基本法が施行され、同年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、各種施策の推進に取り組んでいます。

こうした状況に対応するため、本県においても、こども大綱を踏まえ、「岡山いきいき子どもプラン」と「県子ども・若者育成支援計画」を統合し、少子化の流れに歯止めをかけることを目指すとともに、子ども・若者や子育て家庭を地域全体で支え応援し、次代を担うすべての子ども・若者が健やかに育つ社会づくりを進めるための総合的な計画として「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」を策定するものです。

## 2 計画の性格・位置付け

この計画は、中期的な視点から、少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代の社会を担う子ども・若者が健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画であり、法令等に基づく、以下の計画の性格を併せ持ちます。

- ・ 県こども計画 (こども基本法)
- ・ 県子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法)
- ・ 県子どもの貧困対策計画 (こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
- ・ 県子ども・子育て支援事業支援計画 (子ども・子育て支援法)
- ・ 次世代育成支援対策のための県行動計画 (次世代育成支援対策推進法)
- ・ 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)

## 3 計画の期間

この計画の期間は、2025(令和7)年度を初年度とし、2029(令和11)年度を目標年度とする5年間とします。

